



# 気をつけて! インターネットトラブル

～インターネット取引に関するトラブルが増加しています～

## 迷惑メール。アクセスただけで…

携帯電話にアダルトサイトや出会い系サイトの広告メールが届き、指示されたURLにアクセスただけで登録となり、高額料金を請求されたという相談が、多数寄せられています。

この場合、後で規約を読むと有料であることや、アクセスした時点で契約成立などと書かれていることもあります。

しかし、アクセスただけで契約が成立しているとはいえません。契約とは双方（ここでは利用者とサイト運営業者）の合意があつて成立するものであり、一方的な請求には応じる必要はありません。



## 無料と思って登録したら…

広告メールで「完全無料」とあったのでサイトに登録したら、登録料を請求されたという事例も多くみられます。

電子商取引では、「電子消費者契約法」（「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」）で、事業者側（ここではサイト運営業者）が、消費者の意思を確認する画面を設ける措置を講じていなければ、消費者は錯誤（勘違い）による契約の無効を主張できるとされていますので、支払う必要はないと考えられます。

## 相談窓口からのアドバイス

- ・インターネットは大変便利ですが、その反面匿名性が高く、トラブルが起こったときに相手が特定できないと、解決が困難となります。利用する場合は十分注意が必要です。
- ・利用する場合は、サイトの規約や確認画面などを保存したり、プリントアウトしておくなどの対処もおきましょう。
- ・迷惑メールを受信しても、このようなトラブルが多発していることを認識し、不用意にアクセスなどしないよう注意してください。



と思ったら、すぐにお住まいの市町村や消費生活センターへ!

## 北海道立消費生活センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F  
(相談専用電話)050-7505-0999 相談受付は平日の9:00～16:30  
(代表電話)011-221-0110 (FAX)011-221-4210  
URL <http://www.do-syouhi-c.jp/>

# 振り込め詐欺にご用心!

～架空請求についての相談が多く寄せられています～

「総合消費料金未納分」や「電子消費料金未納分」といった名目でハガキを送ってくるものを「架空請求」と呼んでいます。これらは、文面に具体的な請求の内訳や金額を明示していないものがほとんどです。身に覚えがなく、不安になって問い合わせるといった消費者心理を狙ったものです。

「支払わないと裁判手続き」「財産の差し押さえ」「ブラックリストに登録」など、脅しめいた文言で不安にさせ、電話をかけたせて、会話に専門用語等を巧みに織り交ぜ信用させて、裁判取り下げ費用や弁護士費用名目で、数万円～数十万円の請求をするケースがあります。

また、一度支払ってしまうと次々請求される場合や、支払うつもりがなくても会社や自宅の電話番号など新たな個人情報を聞き出されることもあります。

これらのほとんどは何らかの名簿を悪用して不特定多数に請求しているものが多いと思われます。

## 総合消費料金未納分訴訟最終通告書

訴訟番号 (イ) 000000-00号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡が無い状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡無き場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜いますが、こちら「総合消費者民法特例法」による法務省認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様の御連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、ご了承下さい。

※最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3営業日以内  
000-0000-0000 (訴訟監理課) 平日9:00~20:00

〒000-0000 東京都〇〇〇〇〇〇

民事訴訟通達〇〇〇

## 司法処分出廷要請最終通達書

分類コード 0-0000000

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用された「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社より平成00年00月00日に民事訴訟を受けましたので、下記期日までに出席して下さい。

こちら「総合消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、ご連絡なき場合には、本通達書記載の裁判所へ出廷となります。また司法処分の措置として、給与及び賞与、動産物・不動産等の差し押さえを民執法156条第1項に基づき強制執行させていただきますゆえ、当局と執行官による「執行書の交付」を承諾して頂くようお願い致します。

又、本案件に関して取り下げ手続きを執り行う場合は、下記期日までに当局までご連絡をお願いいたします。

尚、当局は原告側から訴訟の通達、又訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が金員を要求する事は原則としてありません。類似した葉書や通達にご注意下さい。

※身に覚えが無い方でも架空請求業者が貴殿の個人情報を悪用し、実際に少額訴訟の手続き(判決が一日で出る裁判。もし放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用した新しい手口の報告もごさいます。

万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3営業日以内  
出廷場所 〇〇簡易裁判所裁判部第00民事執行センター

000-0000-0000 (訴訟監理課) 平日9:00~20:00

〒000-0000 東京都〇〇〇〇〇〇

〇〇財務管理局

## 相談窓口からのアドバイス

- ・身に覚えのない請求に対して、応じる必要は一切ありません。支払わずに無視してください。
- ・こちらから問い合わせたりすると脅しめいた請求をされたり、新たな個人情報を漏らすことになりかねません。
- ・「裁判取り下げ最終期日」が「本書到達後3営業日以内」であったり、届いた日の翌日など短い期間となっておりますが、消費者の不安をあおり混乱させることが目的であり、あせる必要は全くありません。
- ・ハガキや封書などの請求文書は証拠として、念のため保存しておきましょう。
- ・裁判手続きを悪用した架空請求も一部にみられるようです。裁判所からの正式な文書(支払督促など)は「特別送達」という特別な郵便で送付されます。この場合は無視せずに弁護士や消費生活センターなどに相談してください。なお、裁判所からの通知がハガキや普通郵便で送付されることはありません。
- ・脅迫や悪質な取り立てを受けた場合、また万一支払ってしまったときは警察へ相談してください。不安なときはお住まいの市町村や消費生活センターにご相談ください。

このチラシは、金融広報中央委員会の助成を受けて北海道が作成しました。

金融広報中央委員会(事務局:日本銀行情報サービス局内)は、健全で合理的な家計運営のために、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立公正な立場からの正確でわかり易い「金融経済情報の提供」と一人ひとりが賢い消費者として自立するための「金融経済学習の支援」を積極的に展開しています。